

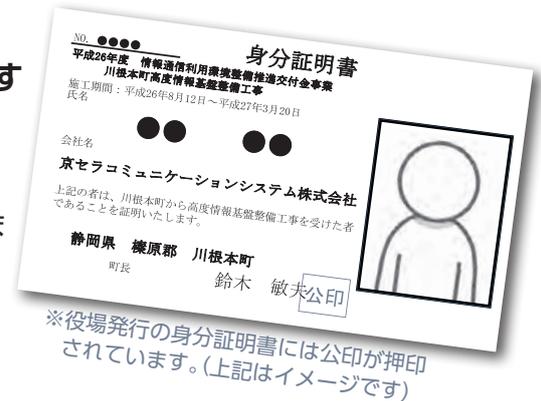
住民サービス向上のために

1. 告知端末機設置同意書（兼工事承諾書）のご返送はお済みですか？

- ▶ 11月20日を返信期限としてお願いしました「告知端末機設置同意書（兼工事承諾書）」につきましては、皆さまのご協力により、ほぼ受け付けが完了しています。
- ▶ まだ、提出がお済みでない世帯がありましたら、役場から連絡させていただきますので、提出のご協力をお願いします。

2. 12月から「屋外工事（日程調整を含む）」が始まります

- ▶ 同意書がまとまった地区より順次、「屋外工事」が始まります。
- ▶ 施工業者は「京セラコミュニケーションシステム株式会社」です。
- ▶ 「屋外工事」の日程につきまして、施工業者から直接、皆さまのお宅へ連絡させていただきます。
- ▶ また、工事に伺う際は役場が発行する身分証明書（公印・顔写真あり）を携帯しています。



※役場発行の身分証明書には公印が押印されています。(上記はイメージです)

●「高度情報基盤整備工事」を装った詐欺にご注意ください！

- ☞ 役場や京セラコミュニケーションシステム株式会社などと称して、引き込みのための「屋外工事」やかわねフォン設置の「宅内工事」に関する先払い請求や勧誘などが発生する恐れがあります。
- ☞ 今回、標準工事内での工事費用につきましては「無料」であり、役場以外が工事代金を請求したり、振り込みの要請をすることは絶対にありません。また、施工業者については役場が発行する「身分証明書」を携帯しています。
- ☞ 原則、突然に訪問したり、工事を行うことはありません。
- ☞ 疑わしい工事の勧誘を受けた場合や身に覚えのない工事代金の請求を受けた場合には、契約または支払いをする前に、役場企画課または最寄りの駐在所までご連絡ください。
- ☞ また、電話の場合は相手先の会社名・氏名・電話番号を聞き取り、郵便物等の場合は書類を捨てずに保管してください。



本事業につきまして、分かりやすい説明と進捗状況を引き続きお知らせしていきますので、よろしくをお願いします。

【問】企画課・広報情報室 電話(56)2221



エコツーリズム推進事業の地域コーディネーター。川根本町エコツーリズムネットワークの事務局を担当。5代目緑のふるさと協力隊員。愛媛県出身。
かんとう みき
神東 美希さん

地域コーディネーター**神東美希**の

エコツアー日記

シーズン3

川根本町の魅力をPRするエコツーリズムネットワーク活動報告

問い合わせ 役場総合支所商工観光課内 かんとう みき 神東美希 ☎(58)7077

工コツアーでは地名に2カ所の田んぼを借りて「山の田んぼの米づくり体験」を行っています。4月の田起こしから始まり、5月の田植え、8月の草刈り・案山子づくりと続き、10月は待望の稲刈りでした。

今では機械でやるのが主流ですが、エコツアーでは田植えも稲刈りもすべて手作業。人手も時間もかかります。しかし、あえて手作業で行う体験というのは、大人にとっても子どもにとっても、本当に良いことだと思います。

生き物や自然に触れることができる、みんなで協力することができる、食べ物の有り難味がわかる。それらを頭ではなく、体や心で感じるからこそ良いのでしょうか。

子どもにとっては、いろんな大人と触れ合うのも良い機会です。身内ではない地域のおじさんやおばさん、お兄さん、お姉さんに教え

てもらったり、遊んでもらったり、褒められたり、怒られたり。家庭や学校の外に目を向けてみれば、地域にはたくさんの学びのフィールドがあるし、いろんな分野の先生がいます。

手前味噌かもしれませんが、エコツアーのプログラムに連れてきてもらえるお子さんは本当に幸せだと思います。私自身が子どもの頃にこういう自然体験をしたことがほとんどなかったし、地域の大人に出会うこともありませんでしたから。

参加者の方から「ぜひこういう体験を学校の授業や活動に取り入れてほしい」という声をいただきました。少子化が嘆かれています。小さな学校だからこそ地域の大人と一緒にやって行う教育が必要なのかもしれません。

➡の町の未来を担う子どもたちに、私たち大人ができることは何でしょうか？川根の良さを知り、川根の人々がつながり、一緒になって未来を作っていく。エコツアーももっと地元をターゲットにしていきたいと思います。



今年の参加者の大半が川根地域の人。少しずつエコツアーの輪が広がっています！

川根のみきていが綴る「ブログ版 川根本町エコツアー日記」もお楽しみに！ <http://eco2kawane.eshizuoka.jp/>

あなたの税が豊かな暮らしと未来を創ります

11・12月は「滞納整理強化月間」です

納税は国民の

三大義務の一つ

納税は、国民の三大義務の一つです。(憲法第26条・教育の義務、第27条・勤労の義務、第30条納税の義務)

納付していただいた税金は、道路・河川・各種公共施設の整備や維持管理のほか、社会福祉や教育、その他各種行政サービスなどの重要な財源です。滞納している税金を放置することは、納期内に納税していただいた皆さんとの間の、税の負担の公平性を欠くこととなると同時に、町の財政を圧迫し、行政サービスの提供に支障をきたすこととなります。

「滞納整理強化月間」について

町では皆さんの生活を向上させるため、税収確保に取り組んでいます。

税務課・徴収室 ☎(56)2223

町税等を法定納期限内に納付している人との公平性を確保するため、県と市町は、一丸となって県内一斉に滞納処分の強化を行っています。事情があつて納付できない場合には納税相談にも応じますので、お早めにお問い合わせください。

税金についての お問い合わせは

▼県税

(自動車税・個人事業税・法人県民事業税・軽油引取税・不動産取得税)

【問】静岡県

藤枝財務事務所管理課 ☎054(644)9120

▼町税

(個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税など)

【問】役場 税務課・徴収室 ☎(56)2223